

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に規定する書面)

2021年 10月 1日

株式会社C R I ・ミドルウェア

2021年 10月 1日

吸収合併に係る事後開示事項

東京都渋谷区渋谷一丁目7番7号
株式会社C R I ・ミドルウェア
代表取締役社長 押見 正雄

当社は、株式会社ウェブテクノロジーとの間で2021年8月26日に締結した合併契約書に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社ウェブテクノロジーを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併における会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

記

- 1 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）
2021年10月1日

- 2 吸収合併消滅会社における事項（会社法施行規則第200条第2号）
 - （1）会社法第784条の2の規定による請求（株主からの本合併をやめることの請求）に係る手続の経過
吸収合併消滅会社である株式会社ウェブテクノロジーは、当社の完全子会社でしたので、会社法第784条の2の規定による手続については、該当事項はありません。
 - （2）会社法第785条の規定による手続（反対株主の買取請求に係る手続）の経過
吸収合併消滅会社である株式会社ウェブテクノロジーは、当社の完全子会社でしたので、会社法第785条の規定による手続については、該当事項はありません。
 - （3）会社法第787条の規定による手続（新株予約権買取請求に係る手続）の経過
吸収合併消滅会社である株式会社ウェブテクノロジーは、新株予約権を発行していなかったため、会社法第787条の規定による手続については、該当事項はありません。
 - （4）会社法第789条の規定による手続（債権者異議手続）の経過
吸収合併消滅会社である株式会社ウェブテクノロジーは、2021年8月27日付の官報に公告し、かつ、同日付で知れている債権者に対して各別に催告しましたが、異議申述期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

- 3 吸収合併存続株式会社における事項（会社法施行規則第200条第3号）
 - （1）会社法第796条の2の規定による請求（株主からの本合併をやめることの請求）に係る手続の経過
本合併は、会社法第796条の2ただし書に定める場合に該当し、株主に同条の規定による請求権は

ないため、会社法第796条の2の規定による手続については、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による手続（反対株主の買取請求に係る手続）の経過

本合併は、会社法第797条1項ただし書に定める場合に該当し、反対株主に買取請求権はないため、会社法第797条の規定による手続については、該当事項はありません。

(3) 会社法第799条の規定による手続（債権者異議手続）の経過

吸収合併存続会社である当社は、2021年8月27日付の官報及び電子公告により公告しましたが、異議申述期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、本合併の効力発生日をもって、株式会社ウェブテクノロジーの資産、負債その他一切の権利義務を承継しました。

5 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く。）（会社法施行規則第200条第5号）

別紙のとおりです。

6 会社法第921条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

2021年10月8日（予定）

7 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

該当事項はありません。

以 上

会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた
書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く。）

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に規定する書面)

2021年 8月 27日

株式会社ウェブテクノロジー

2021年 8月 27日

吸収合併に係る事前開示事項

東京都渋谷区渋谷一丁目7番7号
株式会社ウェブテクノロジー
代表取締役 小高 輝真

当社は、株式会社C R I ・ミドルウェアとの間で2021年8月26日に締結した合併契約書に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、株式会社C R I ・ミドルウェアを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うこととしました。本合併における会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

2021年8月26日に当社と株式会社C R I ・ミドルウェアが締結した吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

株式会社C R I ・ミドルウェアは、本合併に際して、株式その他の金銭等の交付は行いませんが、株式会社C R I ・ミドルウェアが当社の発行済株式の全部を有することから相当であると考えております。

3 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）

該当事項はありません。

4 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

該当事項はありません。

5 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）

（1）吸収合併存続会社についての最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第182条第6項第1号イ）

別紙2のとおりです。

(2) 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第182条第6項第1号ハ）

(ア) 株式会社C R I ・ミドルウェアは、2017年7月18日に発行いたしました第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）に関して、社債権者より繰上償還請求に係る事前通知を受領いたしました。概要は以下のとおりであります。

1. 繰上償還する銘柄 株式会社C R I ・ミドルウェア第3回無担保転換社債型新株予約権付社債
2. 繰上償還予定日 2020年12月30日
3. 繰上償還額 1,019,900千円
4. 繰上償還金額 額面100円につき金100円
5. 繰上資金 自己資金により償還する予定であります。
6. 割当先 ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合
7. 繰上償還理由 本新株予約権付社債発行要項における、「16. 償還の方法 (3)」に基づく社債権者からの繰上償還請求の事前通知を受領したため。

(イ) 株式会社C R I ・ミドルウェアは、2020年12月24日開催の取締役会決議に基づき、2021年1月12日に第三者割当により第4回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行いたしました。概要は以下のとおりであります。

1. 第4回無担保転換社債型新株予約権付社債

社債の総額	1,000,000,000円
各社債の金額	25,000,000円の1種
発行価額の総額	1,000,000,000円
発行価格	額面100円につき金100円
利率	本社債には利息を付さない。
償還の方法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円。ただし、繰上償還する場合は本欄2(2)乃至(4)に定める金額による。</p> <p>2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債は、2025年12月26日（以下「償還期限」という。）にその総額を額面100円につき金100円で償還する。 (2) 株式会社C R I ・ミドルウェアは、2022年1月12日以降、2025年12月25日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）の1か月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金</p>

	<p>額に乗じた金額で繰上償還することができる。</p> <p>2022年 1月12日から2023年 1月11日までの期間： 101.5%</p> <p>2023年 1月12日から2024年 1月11日までの期間： 103.0%</p> <p>2024年 1月12日から2025年12月25日までの期間： 104.5%</p> <p>(3) 本社債権者は、2024年1月1日以降、その選択により、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の1か月前までに事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面金額で繰上償還することを、株式会社C R I ・ミドルウェアに請求する権利を有する。</p> <p>(4) 本項に基づき本新株予約権付社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
発行する新株予約権の総数	40個
転換価額	1株当たり2,327円
行使期間	2021年1月12日から2025年12月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
払込期日	2021年1月12日
募集の方法及び割当先	第三者割当の方法により、本新株予約権付社債の全部をウィズAIoT エボリューションファンド投資事業有限責任組合に割り当てる。
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	株式会社C R I ・ミドルウェアは、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債の発行後に株式会社C R I ・ミドルウェアが今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債(会社法第2条第2号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。)に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法

	に基づき同順位の担保権を設定する。株式会社C R I・ミドルウェアが、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、株式会社C R I・ミドルウェアは、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約（その他の条項）	本新株予約権付社債には担保切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

2. 調達する資金の具体的な用途

具体的な用途	金額(円)	支出予定時期
資本・業務提携、M&A費用（注）	990,000,000	2021年1月～2025年12月

（注）上記金額は、発行価額の総額から発行諸費用の概算額10,000,000円を控除したものです。

- （3）吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第182条第6項第2号イ）

該当事項はありません。

6 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

本合併が効力を生ずる日以後における株式会社C R I・ミドルウェアの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併が効力を生ずる日以後における同社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、同社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本合併が効力を生ずる日以後における同社の債務につきましては、その履行の見込みがあると判断します。

以 上

計算書類等

連結貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,205,650	流動負債	1,375,345
現金及び預金	3,343,210	買掛金	88,253
売掛金	590,785	未払法人税等	32,690
有価証券	101,269	賞与引当金	9,432
商 品	3,471	1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	1,019,900
仕掛品	72,820	その他	225,068
その他	94,903	固定負債	180,166
貸倒引当金	△809	退職給付に係る負債	109,281
固定資産	1,031,061	役員退職慰労引当金	70,885
有形固定資産	56,765		
建物及び構築物	30,940	負債合計	1,555,511
工具、器具及び備品	25,824	(純資産の部)	
無形固定資産	298,233	株主資本	3,672,125
ソフトウェア	270,102	資本金	758,426
のれん	27,159	資本剰余金	798,812
その他	971	利益剰余金	2,282,830
投資その他の資産	676,062	自己株式	△167,943
投資有価証券	470,433	その他の包括利益累計額	△11,416
繰延税金資産	60,979	その他有価証券評価差額金	△4,205
その他	144,648	為替換算調整勘定	△7,210
		新株予約権	12,157
		非支配株主持分	8,334
		純資産合計	3,681,200
資産合計	5,236,711	負債純資産合計	5,236,711

連結損益計算書
 (2019年10月1日から
 2020年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		2,349,739
売上原価		947,909
売上総利益		1,401,829
販売費及び一般管理費		944,649
営業利益		457,180
営業外収益		
受取利息	2,593	
受取配当金	4,831	
その他の	2,820	10,245
営業外費用		
為替差損	2,361	
事務所移転費用	2,420	
租税公課	1,870	
その他の	2,880	9,532
経常利益		457,894
特別利益		
負のれん発生益	38,675	38,675
税金等調整前当期純利益		496,569
法人税、住民税及び事業税	132,782	
法人税等調整額	△9,978	122,803
当期純利益		373,765
非支配株主に帰属する当期純利益		17
親会社株主に帰属する当期純利益		373,748

連結株主資本等変動計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	480,345	511,837	1,909,081	△220,131	2,681,132
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	278,081	278,081	—	—	556,162
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	373,748	—	373,748
自己株式の取得	—	—	—	△127	△127
自己株式の処分	—	8,893	—	52,315	61,208
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	278,081	286,974	373,748	52,187	990,992
当 期 末 残 高	758,426	798,812	2,282,830	△167,943	3,672,125

	そ の 他 の 利 益 他 累 計 の 額			新株予約権	非支配 株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	104	△6,907	△6,802	15,019	8,385	2,697,735
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	—	—	—	—	—	556,162
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	373,748
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△127
自己株式の処分	—	—	—	—	—	61,208
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△4,310	△303	△4,613	△2,862	△51	△7,527
当 期 変 動 額 合 計	△4,310	△303	△4,613	△2,862	△51	983,464
当 期 末 残 高	△4,205	△7,210	△11,416	12,157	8,334	3,681,200

貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,668,810	流動負債	1,200,115
現金及び預金	2,862,936	買掛金	35,782
売掛金	473,630	未払費用	27,519
有価証券	100,000	未払法人税等	23,354
仕掛品	37,386	1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	1,019,900
前払費用	32,629	前受金	46,740
その他	163,103	預り金	6,204
貸倒引当金	△875	その他	40,614
固定資産	1,318,985	固定負債	180,166
有形固定資産	24,482	退職給付引当金	109,281
建物	16,102	役員退職慰労引当金	70,885
工具、器具及び備品	8,379		
無形固定資産	203,469	負債合計	1,380,282
ソフトウェア	203,177	(純資産の部)	
その他	291	株主資本	3,599,536
投資その他の資産	1,091,033	資本金	758,426
投資有価証券	454,203	資本剰余金	798,812
関係会社株式	524,011	資本準備金	748,426
出資金	1,001	その他資本剰余金	50,385
繰延税金資産	49,220	自己株式処分差益	50,385
その他	62,595	利益剰余金	2,210,241
		利益準備金	927
		その他利益剰余金	2,209,314
		繰越利益剰余金	2,209,314
		自己株式	△ 167,943
		評価・換算差額等	△ 4,180
		その他有価証券評価差額金	△ 4,180
		新株予約権	12,157
資産合計	4,987,796	純資産合計	3,607,513
		負債純資産合計	4,987,796

損益計算書
 (2019年10月1日から
 2020年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,677,441
売上原価	634,036
売上総利益	1,043,405
販売費及び一般管理費	645,373
営業利益	398,032
営業外収益	
受取利息	2,316
受取配当金	4,831
経営指導料	4,350
その他	1,918
営業外費用	
為替差損	2,302
租税公課	1,870
その他	515
経常利益	406,759
税引前当期純利益	406,759
法人税、住民税及び事業税	122,736
法人税等調整額	△8,551
当期純利益	292,574

株主資本等変動計算書

(2019 年 10 月 1 日から
2020 年 9 月 30 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰余金 自己株式 処分差益	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	480,345	470,345	41,492	511,837	927	1,916,739	1,917,666
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	278,081	278,081	—	278,081	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	292,574	292,574
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	—
自 己 株 式 の 処 分	—	—	8,893	8,893	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	278,081	278,081	8,893	286,974	—	292,574	292,574
当 期 末 残 高	758,426	748,426	50,385	798,812	927	2,209,314	2,210,241

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△220,131	2,689,717	120	120	15,019	2,704,857
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	—	556,162	—	—	—	556,162
当 期 純 利 益	—	292,574	—	—	—	292,574
自 己 株 式 の 取 得	△127	△127	—	—	—	△127
自 己 株 式 の 処 分	52,315	61,208	—	—	—	61,208
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	△4,300	△4,300	△2,862	△7,162
当 期 変 動 額 合 計	52,187	909,819	△4,300	△4,300	△2,862	902,656
当 期 末 残 高	△167,943	3,599,536	△4,180	△4,180	12,157	3,607,513

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 6社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社ウェブテクノロジー
株式会社ツーファイブ
株式会社アールフォース・エンターテインメント
上海希艾維信息科技有限公司

なお、当連結会計年度において株式を取得した株式会社ツーファイブ、株式会社アールフォース・エンターテインメントを連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
株式会社ウェブテクノロジー	8月31日
上海希艾維信息科技有限公司	12月31日

連結計算書類の作成にあたっては、次のとおりであります。

株式会社ウェブテクノロジーについては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、9月1日から連結決算日9月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

上海希艾維信息科技有限公司については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

第1四半期連結会計期間より子会社となった株式会社ツーファイブについては、2019年10月31日を取得日としているため、同社の2019年11月1日以降の損益計算書を連結しております。なお、当連結会計年度において株式会社ツーファイブは決算期を9月30日に変更し、連結決算日と同一となっております。

第3四半期連結会計期間より子会社となった株式会社アールフォース・エンターテインメント及び同社の100%子会社である株式会社エモリアについては、2020年6月30日をみなし取得日としているため、同社の2020年7月1日以降の損益計算書を連結しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(ロ) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社グループは定率法を採用しております。ただし、2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、在外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～18年

工具、器具及び備品 4年～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間（3～5年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。また、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

□. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退任慰労金内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 重要な収益及び費用の計上基準

受託開発のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準

(イ) 当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる契約

工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

(ロ) その他の契約

工事完成基準を適用しております。

□. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

ハ. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

二. 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。また、国内の連結子会社は、確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度を採用しております。

ホ. のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

70,515千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,518,350株

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	5,073,918	444,432	—	5,518,350
合計	5,073,918	444,432	—	5,518,350

(注) 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換、ストック・オプション(第2回新株予約権及び第3回新株予約権)の行使、第4回新株予約権の行使により、発行済株式の総数は、444,432株増加しております。

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 121,315株

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
自己株式	159,032	83	37,800	121,315
合計	159,032	83	37,800	121,315

(注) 2019年10月31日及び2020年6月1日に自己株式の処分を行っております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 502,200株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資産運用規程に基づき、一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。連結子会社についても、同様の方針です。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的の債券とその他有価証券です。有価証券は公社債や短期金融商品を対象とした追加型投資信託（MMF等）であります。また、投資有価証券のうち満期保有目的の債券は、格付けの高い債券を対象としており、また、その他有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であり、非上場株式のため業績の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払費用等は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日ではありますが、一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されております。

新株予約権付社債は、資本・業務提携、M&Aに要する投資資金として発行しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権についてコーポレート本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク

当社は各部署からの報告に基づき、コーポレート本部が適時に入出金見込を管理するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注) 2.参照)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,343,210	3,343,210	—
(2) 売掛金	590,785	590,785	—
(3) 有価証券	101,269	101,269	—
(4) 投資有価証券	218,813	217,565	△1,248
資産計	4,254,079	4,252,830	△1,248
(1) 未払法人税等	32,690	32,690	—
(2) 1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	1,019,900	1,019,900	—
負債計	1,052,590	1,052,590	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 未払法人税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債

元利金の合計額（利率ゼロ）を、同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	251,620

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,342,643	—	—	—
売掛金	590,785	—	—	—
有価証券 MMF	1,269	—	—	—
有価証券 満期保有目的の債券	100,000	—	—	—
投資有価証券 満期保有目的の債券	—	118,813	100,000	—
合計	4,034,697	118,813	100,000	—

(4) 新株予約権付社債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	5年超
転換社債型新株 予約権付社債	1,019,900	—	—	—	—
合計	1,019,900	—	—	—	—

5. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 678円28銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 70円60銭 |

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

ロ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ハ. その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～18年

工具、器具及び備品 4年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間（3～5年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。また、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当事業年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退任慰労金内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

受託開発のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準

イ. 当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる契約
工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

ロ. その他の契約

工事完成基準を適用しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 40,005千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 164,857千円

② 短期金銭債務 20,385千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 62,717千円

原価 22,732千円

販売費および一般管理費 138千円

営業取引以外の取引高 4,390千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 121,315株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	268千円
未払事業税	7,152千円
減価償却超過額	1,903千円
資産除去債務	6,430千円
退職給付引当金	33,466千円
役員退職慰労引当金	21,708千円
繰延税金資産小計	<u>70,929千円</u>
評価性引当額	<u>△21,708千円</u>
繰延税金資産合計	<u>49,220千円</u>

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主が自己の計算において過半数を保有している会社	株式会社セガ	東京都品川区	100,000	ゲーム関連コンテンツの企画・開発・販売	被所有間接 11.8	ミドルウェアの使用許諾先	ミドルウェアの使用許諾取引	160,062	売掛金	43,092

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
上記の会社との取引については一般の取引条件と同様に決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社ツァイプ	東京都豊島区	3,200	音響制作、CDの製作販売、レコーディングスタジオの運営、イベントの企画運営等	被所有直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付(注)2	50,000	短期貸付金	50,000

子会社	株式会社 オー・タイム インター エー メント	東京都 渋谷区	80,000	ネットワ ークを活 用したゲ ーム用ソ フトウェ アの企 画、制 作・販 売・運営	被所有 直接 100.0	資金の 貸付 役員の 兼任	資金の 貸付 (注)2	70,000	短期 貸付金	70,000
-----	-------------------------------------	------------	--------	---	--------------------	------------------------	-------------------	--------	-----------	--------

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
2. 資金の貸付に関しては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(3) 役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有（被 所有） 割合 (%)	関連当 事者と の関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が 議決権 の過半 数を自 己の計 算にお いて所 有して いる会 社及び その子 会社	株式会社 RAY (注)3	東京都 渋谷区	1,000	情報 サービス	—	業務 委託先	グロー バル展 開に関 するコ ンサル ティン グ	11,600	未払 費用	1,031
重要な 子会社 の役員	溝口功 (注)4	—	—	子会社役員	—	—	子会社 株式の 取得 (注)5	60,000	—	—
	横山裕一	—	—	子会社役員	—	—	子会社 株式の 取得 (注)5	36,888	—	—
	本田信行	—	—	子会社役員	—	—	子会社 株式の 取得 (注)5	34,445	—	—

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
上記各社との取引については一般の取引条件と同様に決定しております。
3. 当社子会社役員である中里英一郎が議決権の100%を所有しております。
4. 溝口功氏は、2019年10月31日をもって子会社の役員を退任しております。
5. 取引金額は、当該子会社の純資産額を基礎として、両者協議の上で決定したものであります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 666円17銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 55円26銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

第20期
計算書類に係る附属明細書

（ 自 2019年10月 1日
至 2020年 9月30日 ）

東京都渋谷区渋谷一丁目7番7号
株式会社CRI・ミドルウェア
代表取締役社長 押見 正雄

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	16,955	770	-	1,622	16,102	14,776	30,879
	工具、器具及び備品	9,941	2,544	-	4,106	8,379	25,229	33,609
	計	26,897	3,314	-	5,728	24,482	40,005	64,488
無形固定資産	ソフトウェア	193,269	69,420	-	59,512	203,177	/	/
	その他	291	-	-	-	291		
	計	193,561	69,420	-	59,512	203,469		

(注) ソフトウェアの当期増加額は、主に市場販売目的ソフトウェアの開発66,520千円及び購入2,900千円によるものであります。

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	1,436	875	1,436	875
退職給付引当金	97,868	13,923	2,511	109,281
役員退職慰労引当金	62,802	8,082	-	70,885

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額
役員報酬	80,811
給料	155,152
通勤費	4,555
賞与	30,209
賞与引当金繰入額	12,250
退職職金	322
法定福利費	37,985
福利厚生費	2,382
役員退職慰労引当金繰入	8,082
退職給付費用	4,647
旅費交通費	7,254
募集費	7,992
通信費	7,484
運賃	405
広告宣伝費	12,889
交際費	5,289
会議費	988
賃借料	32,448
水道光熱費	2,270
消耗品費	11,863
租税公課	26,974
図書新聞費	1,295
支払手数料	13,373
諸会費	707
Web関連	19,597
保守料	1,840
保険料	2,818
修繕費	3,812
減価償却費	6,619
貸倒引当金繰入	△ 560
顧問料	28,623
人材派遣料	8,248
業務委託料	54,067
教養費	1,974
雑費	120
研究開発費	50,574
合 計	645,373

(提供書面)

事業報告
(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の悪化を背景に設備投資は減少傾向にあり、内外における新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状態にあるものの、経済活動が再開するもとの、景気は持ち直しております。

当社グループを取り巻く事業環境については、国内ゲーム市場において、巣ごもりによる需要増加の影響もあり、スマートフォンゲームは堅調に推移したものの、一部のアプリに人気集中する傾向が続いております。家庭用ゲームは年末に発売される新型ゲーム機が大きな話題となっており、今後の市場拡大が見込まれております。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としてイベント自粛やテレワーク導入が進むなか、インターネット上で動画を活用する技術・サービスへの需要は着実に増加しているものの、企業収益の見通し悪化により、新規投資やサービス導入の判断を先送りされるケースが生じております。

これらの状況下、当社グループは、今後成長が見込める事業、市場を見据えた研究開発体制を整備し、事業基盤の拡大、グループシナジーの創出に注力いたしました。

当連結会計年度の業績は、売上高2,349,739千円（前期比31.7%増）、営業利益457,180千円（前期比24.0%増）、経常利益457,894千円（前期比23.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益373,748千円（前期比44.1%増）となりました。

セグメント毎の経営成績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を行っております。

(ゲーム事業)

当社製ミドルウェア「CRIWARE（シーアールアイウェア）」のライセンス売上は、巣ごもり需要もありスマートフォン向けが好調に推移するとともに、海外向けも旺盛なコンテンツ受託ニーズを取り込み大きく伸張いたしました。株式会社ウェブテクノロジーは画像

最適化ソリューションを中心に堅調に推移いたしました。なお、株式会社ツーファイブ及び株式会社アールフォース・エンターテインメントの損益計算書を、それぞれ第1四半期及び第4四半期より新たに連結しております。当セグメントの売上高は1,708,217千円（前期比47.7%増）、セグメント利益は432,322千円（前期比24.9%増）となりました。

（エンタープライズ事業）

組込み分野は、ネットワーク組込みシステムの大型案件や音響補正ソリューションの販売が好調に推移いたしました。新規分野は、Web動画ソリューション及び動画向けソリューションが好調に推移いたしました。一方、医療・ヘルスケア分野は、新型コロナウイルス感染症の影響を吸収しきれず、売上の大半が次期へスライドいたしました。当セグメントの売上高は641,522千円（前期比2.2%増）、セグメント利益は24,858千円（前期比11.4%増）となりました。

② 設備投資の状況

特筆すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株予約権の行使により243,356千円及び第三者割当による自己株式の処分により61,208千円の資金調達を行っております。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2017年9月期)	第 18 期 (2018年9月期)	第 19 期 (2019年9月期)	第 20 期 (当連結会計年度) (2020年9月期)
売 上 高 (千円)	1,258,962	1,641,250	1,784,025	2,349,739
経 常 利 益 (千円)	120,015	413,787	371,699	457,894
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	80,054	284,467	259,308	373,748
1株当たり当期純利益 (円)	16.94	59.79	53.26	70.60
総 資 産 (千円)	3,463,525	4,259,959	4,397,292	5,236,711
純 資 産 (千円)	1,928,807	2,340,207	2,697,735	3,681,200
1株当たり純資産額 (円)	405.91	483.63	544.12	678.28

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第19期の期首から適用しており、第18期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ウェブテクノロジー	10,000千円	100%	画像最適化ソフトウェア・ASP型ツール等の企画・開発・運用
株式会社ツーファイブ	3,200千円	100%	音響制作、CDの製作販売、レコーディングスタジオの運営、イベントの企画運営等
株式会社アールフォース・エンターテインメント	80,000千円	100%	ネットワークを活用したゲーム用ソフトウェアの企画、制作・販売・運営
上海希艾維信息科技有限公司 (CRI Middleware China Co.,Ltd.)	2,000千中国元	70%	中国におけるCRIWAREのライセンス提供、技術サポート

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、技術革新のスピードが速く、最新のトレンドが目まぐるしく変化する厳しい環境であります。また、新型コロナウイルス感染症が経済に与える影響についても極めて不確実性が大きく、その影響の収束にどの程度の期間を要するかといった点は非常に不透明な状況であります。

このような環境の中、当社グループは、ゲーム事業で得られた技術やノウハウ、知見、資金を、エンタープライズ事業の研究開発や営業強化に投下することで、事業領域を拡げ、グループ全体で飛躍的な成長をめざします。また、テレウェア構想を基軸に製品やサービスを進化させ、新しいビジネスの創造を行います。

セグメント別には、次の課題に取り組んでまいります。

① **ゲーム事業**

国内は、スマートフォンのビジネスを着実に伸ばすとともに、今後リリースが予定されている新ゲームプラットフォームにも対応いたします。また、従来のミドルウェアのロイヤリティモデルだけでなく、ウェブテクノロジーとともに新たな収益モデルを創造し、事業拡大をめざします。海外は、中国市場に対する従来のロイヤリティビジネスの拡大に注力するとともに、新たな事業モデルにも挑戦し、CRIWAREの海外への普及をめざします。

② **エンタープライズ事業**

組込み分野につきましては、カラオケ向けは業務用主力ソフト開発によって事業拡大を図るとともに、当社の音声・映像技術を活用することで付加価値の高い事業をめざします。車載向けは音声に加えて映像のノウハウを高付加価値の開発・サービスとして提供し、より多くの自動車関連メーカーとの事業拡大をめざします。遊技機向けは特定メーカーとの関係を強化し、安定したロイヤリティ収益の獲得を目論みます。組込み向けミドルウェアはIoTに対応させ、新たな事業領域をめざします。

新規分野につきましては、動画向けソリューションは、監視カメラで得られたノウハウを組込み機器に対応し、Terafence社のセキュリティ技術とともにグローバルに事業を進めます。Web動画ソリューションは、Web動画技術のデファクトスタンダードのポジションを取るとともに、自動進行モデルによる高利益率の事業をめざします。また、新たにリリースしたデジタル展示会プラットフォームを横展開し、様々なビジネス領域での動画プラットフォームとして急速な事業拡大を目論みます。

(5) 主要な事業内容 (2020年9月30日現在)

- ①音声・映像・ファイルシステムに関する研究開発
- ②ミドルウェア製品の販売・サポート

(6) 主要な事業所 (2020年9月30日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都渋谷区渋谷一丁目7番7号

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社ウェブテクノロジー	東京都渋谷区渋谷一丁目7番7号
株式会社ツーファイブ	東京都豊島区南池袋二丁目47番13号
株式会社アールフォース・エンターテインメント	東京都渋谷区渋谷三丁目3番1号
上海希艾維信息科技有限公司 (CRI Middleware China Co., Ltd.)	中華人民共和国上海市

(7) 従業員の状況 (2020年9月30日現在)

① 連結会社の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
188名	+79名	37.2歳	7.3年

- (注) 1. 従業員数には、従業員兼務役員を含んでおりません。
2. 従業員数は就業人員であります。
3. 従業員数の増加は、主として株式会社ツーファイブ、株式会社アールフォース・エンターテインメントの完全子会社化によるものであります。

② 提出会社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
96名	+9名	37.5歳	7.5年

- (注) 1. 従業員数には、従業員兼務役員を含んでおりません。
2. 従業員数は就業人員であります。
3. 従業員数の増加は、主として開発部門の人員増によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年9月30日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年9月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 14,400,000株
- ② 発行済株式の総数 5,518,350株
- ③ 株主数 4,045名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 セ ガ グ ル ー プ	640,000株	11.86%
C R I ・ ミ ド ル ウ ェ ア 従 業 員 持 株 会	542,600株	10.05%
押 見 正 雄	392,800株	7.28%
ウイズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合	232,750株	4.31%
古 川 憲 司	232,000株	4.30%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	159,600株	2.96%
松 下 操	141,800株	2.63%
鈴 木 久 司	120,000株	2.22%
平 崎 泰 司	100,200株	1.86%
CREDIT SUISSE AG, SINGAPORE BRANCH - FIRM EQUITY (POETS)	89,700株	1.66%

(注) 持株比率は、自己株式（121,315株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の普通株式への転換及び新株予約権の行使を主たる要因とし、発行済株式の総数は、444,432株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第3回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日		2015年11月12日	2018年1月18日
新株予約権の数		1,060個	3,244個
新株予約権の目的である株式の種類と数		普通株式 106,000株 (新株予約権 1個につき 100株)	普通株式 324,400株 (新株予約権 1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり2,900円とする。	新株予約権1個当たり2,800円とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1個当たり 133,200円 (1株当たり 1,332円)	新株予約権 1個当たり 202,900円 (1株当たり 2,029円)
権利行使期間		2016年1月16日から 2023年1月15日まで	2020年12月1日から 2026年2月14日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員 の 保有状況 (社外取締役を除く)	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 699個 目的となる株式数 69,900株 保有者数 3名	新株予約権の数 1,800個 目的となる株式数 180,000株 保有者数 4名
	取締役 (監査等委員)	—	—

- (注) 1. イ 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された2016年9月期（2015年10月1日から2016年9月30日まで）、2017年9月期（2016年10月1日から2017年9月30日まで）または2018年9月期（2017年10月1日から2018年9月30日まで）の連結損益計算書における営業利益の額のいずれかが370百万円を超過した場合、新株予約権者に割り当てられた新株予約権を権利行使することができる。また、当社の連結範囲に変動があり、当社において作成される損益計算書が個別損益計算書のみとなった場合は、上記「連結損益計算書」は「個別損益計算書」と読みかえるものとする。
- 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職または新株予約権者が当社または当社子会社側の都合による退職により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者による新株予約権の行使を書面により承認したときは、当該新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間を経過する日と新株予約権の権利行使期間満了日のいずれか早い方の日までに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった新株予約権を行使することができる。
- ハ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ニ 1個の新株予約権の一部行使は認めない。
2. イ 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された2020年9月期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）または2021年9月期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）の連結損益計算書における営業利益の額のいずれかが445百万円を超過した場合に限り、新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。ただし、当社の連結範囲に変動があり、当社において作成される損益計算書が個別損益計算書のみとなった場合は、上記「連結損益計算書」は「個別損益計算書」と読みかえるものとする。
- 新株予約権者は、当社または当社子会社を退任または退職した場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなるものとする。ただし、新株予約権者が当社または当社子会社側の都合による退職により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者による新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と新株予約権の権利行使期間満了日のいずれか早い方の日が到来するまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった新株予約権を行使することができる。
- ハ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ニ 1個の新株予約権の一部行使は認めない。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

2017年6月30日開催の取締役会決議に基づき発行した、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

券面総額または振替社債の総額	1,019,900,000円
各社債の金額	25,497,500円の1種
発行価額の総額	1,019,900,000円
発行価格	額面100円につき金100円 ただし、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率 (%)	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	2021年7月16日

償還の方法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円。ただし、繰上償還する場合は本欄2.(2)乃至(4)に定める金額による。</p> <p>2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債は、2021年7月18日（以下「償還期限」という。）にその総額を償還する。 (2) 当社は、2018年7月18日以降、2021年7月15日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）の1ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部または一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。 ①2018年7月18日から2019年7月17日までの期間：101.5% ②2019年7月18日から2020年7月17日までの期間：103.0% ③2020年7月18日から2021年7月15日までの期間：104.5% (3) 本社債権者は、2019年12月24日以降、その選択により、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）の1ヶ月前までに事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、残存する本新株予約権付社債の全部または一部を額面金額で繰上償還することを、当社に請求する権利を有する。 (4) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 株式会社C R I・ミドルウェア 経理・財務部 東京都渋谷区渋谷一丁目7番7号 住友不動産青山通ビル 9階</p>
新株予約権に関する事項	<p>新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式 発行する新株予約権の総数 40個 転換価額 1株当たり2,914円 行使期間 2017年7月18日から2021年7月15日まで</p>
募集の方法	<p>第三者割当の方法により、全部を次の者に割り当てる。 ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合</p>
払込期日	<p>2017年7月18日 本転換社債型新株予約権の割当日も同日とする。</p>
担保	<p>本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。</p>

財務上の特約（担保提供制限）	<p>当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債の発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む。）第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。）に担保付社債信託法（明治38年法律第52号、その後の改正を含む。）に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約（その他の条項）	<p>本新株予約権付社債には担保付切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。</p>

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2020年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	押 見 正 雄	組込み事業部・インターネット事業部・事業開発室 管掌 株式会社ウェブテクノロジー 取締役 株式会社ツーフাইブ 代表取締役 上海希艾維信息科技有限公司 董事 株式会社アールフォース・エンターテインメント 取締役
取締役会長	古 川 憲 司	コーポレート本部 管掌 上海希艾維信息科技有限公司 監事
常務取締役	田 中 克 己	エンターテインメント事業本部長 兼 経営企画室長 株式会社ウェブテクノロジー 取締役 株式会社ツーフাইブ 取締役 上海希艾維信息科技有限公司 董事長 株式会社アールフォース・エンターテインメント 取締役
取 締 役	鈴 木 泰 山	医療・ヘルスケア事業部長
取 締 役	櫻 井 敦 史	エンターテインメント事業本部副本部長 兼 同本部研究開発部長
取 締 役	飯 野 智	株式会社ウィズ・パートナーズ マネージング・ディレクター ファンド事業CIO
取締役(監査等委員)	片 山 勝 博	
取締役(監査等委員)	金 成 壽 及	
取締役(監査等委員)	和 藤 誠 治	TMI総合法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役 飯野智、片山勝博、金成壽及及び和藤誠治は、社外取締役であります。
2. 取締役 飯野智は、ベンチャー企業育成の経験と海外展開や新規事業開発に関する幅広い見識を有しております。
- 取締役 片山勝博及び金成壽及は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役 片山勝博は、長年に亘る上場会社における経理部門での経験があります。
 - ・取締役 金成壽及は、長年に亘る金融機関での勤務経験と、ゲーム会社における管理部門責任者及び海外でのCFO(最高財務責任者)経験を有しております。
3. 当社は、内部統制システムを利用した監査を実施する方針のため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は取締役 片山勝博を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりです。
- 2019年12月19日開催の第19回定時株主総会において、飯野智が取締役に選任され、就任いたしま

した。

6. 当社と飯野智、片山勝博、金成壽及及び和藤誠治は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

② 取締役の報酬等の額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (監査等委員を除く) (う ち 社 外 取 締 役)	5名 (- 名)	72,237千円 (- 千円)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (う ち 社 外 取 締 役)	3名 (3名)	14,256千円 (14,256千円)
合 計 (う ち 社 外 取 締 役)	8名 (3名)	86,493千円 (14,256千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年12月19日開催の定時株主総会において年額120,000千円以内（うち社外取締役分は20,000千円以内）と決議いただいております。また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年12月21日開催の定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏 名	職 位	兼職先・兼職内容	兼職先と当社との関係
和 藤 誠 治	取締役 (監査等委員)	TMI総合法律事務所 弁護士	兼職先は当社と顧問契約を締結している法律事務所であり、法律事務の委託など取引関係にあります。当事業年度における取引額は、当社の売上原価、販売費及び一般管理費の合計の0.3%未満と僅少です。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	職 位	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
飯 野 智	取締役	社外取締役就任後に開催された取締役会10回中すべての取締役会に出席し、ベンチャー企業育成の経験と海外展開や新規事業開発に関する幅広い見識から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
片 山 勝 博	取締役 (監査等委員)	当事業年度全12回すべての取締役会及び全12回すべての監査等委員会に出席し、長年に亘る上場会社における経理部門での経験をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
金 成 壽 及	取締役 (監査等委員)	当事業年度全12回すべての取締役会及び全12回すべての監査等委員会に出席し、主に金融機関での勤務経験と海外法人でのCFO（最高財務責任者）としての経験をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
和 藤 誠 治	取締役 (監査等委員)	当事業年度全12回すべての取締役会及び全12回すべての監査等委員会に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額	25,000千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、その職務の遂行に重大な支障が生じ、改善の見込みがないと判断した場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的である事項とする方針であります。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当し、改善の見込みがないと判断した場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社定款第37条において、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定めておりますが、当社と会計監査人とは責任限定契約を締結しておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社は、取締役及び社員が職務を執行する上で、法令及び定款に適合し、かつ企業としての社会的責任を果たすことを最重要と位置づけております。取締役会等での議論を通じて、全取締役のコンプライアンスに対する意識を高め、それに基づいて職務の執行を徹底しております。当社の取締役会は、取締役会規程に基づいて運営し、取締役間の意思疎通を図るとともに、監査等委員である取締役も出席した上で業務執行を監督しております。一方、法令等遵守に関する規程の整備を進め、社員の法令等の遵守意識の維持・向上を図っております。また、当社は代表取締役社長直轄の内部監査グループを設置しており、内部監査グループは、取締役会決議により定められた基本方針に基づいて整備された内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、その結果について被監査部門へ報告及び適切な指導をするとともに、代表取締役社長及び監査等委員会へ報告しております。子会社に対しても内部監査規程、関係会社管理規程に基づき、年1回の内部監査を実施し、同様の手続きを行う体制としております。

② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び子会社は、取締役会議事録を作成し、保管体制を構築しております。また、当社の取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、文書管理規程等に基づいて管理し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行っております。これらの事務手続きについては、コーポレート本部が所管し、運用状況の検証、見直しの経過など、随時取締役会に報告しております。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社は、損失の危険の管理について、リスク管理シートを定期的に見直し、周知・徹底することにより、社内での意識づけを図っております。また、内部監査グループは、内部監査規程に基づいて監査実施項目及び方法を検討して監査計画を立案し、計画に基づく監査を実施しております。内部監査グループ及び監査等委員会の監査により、法令または定款に違反する事項、あるいはその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、代表取締役社長に直ちに報告することとしております。同様に、当社の内部監査グループ及び監査等委員会は、関係会社管理規程に基づく子会社に対

する監査により、法令または定款に違反する事項、あるいはその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、当社の代表取締役社長に直ちに報告し、子会社に対して指導または勧告を行う体制としております。

④ **当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社の取締役会は、毎月1回定時に開催するほか、緊急を要する場合には臨時に開催し、経営全般の意思決定機関として機動的に運営しております。業務執行の監督については、取締役会規程により定められている事項に関し、すべて取締役会に付議することとし、その際には議題に関する十分な資料が全役員に配付され、経営判断の原則に基づき充実した議論が行われる体制をとっております。日常の業務遂行につきましては、職務権限基準表、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとしております。なお、業務を効率的に行うために、業務システムの合理化やIT化を推進するほか、情報システム管理規程に基づき、総合的な情報の運用・管理を徹底しております。また、子会社の取締役より、関係会社管理規程に基づき、営業成績、財務状況その他の重要な情報について毎月報告を受ける体制をとっており、必要に応じ、当社の取締役会にて審議を行っております。

⑤ **当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社及び子会社からなる企業集団のリスク情報の有無を確認するために、当社の子会社の管理を担当する経営企画室は、関係会社管理規程に基づいて子会社の状況に応じて必要な管理を行っております。事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うとともに、各社の財産ならびに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社取締役会の承認を受けるものとしております。

⑥ **監査等委員会がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項、その社員の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の職務を補助すべき社員に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会の職務を補助する社員の独立性を確保するため、その社員の人事及び独立性、実効性については、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役にて意見交換を行い、適切に対応するものとします。

⑦ **当社及び子会社の取締役及び社員が監査等委員会に報告をするための体制**

当社及び子会社の取締役及び社員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、内部通報制度運用規程に基づき、直ちに監査等委員会に報告する体制をとっております。また、監査等委員である取締役は、重要な意思決定のプロセス及び業務の

執行状況を把握するため、取締役会に出席するほか、必要に応じてその他の重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する稟議書等の重要な文書を閲覧し、監査等委員でない取締役及び社員にその説明を求めることとしております。当社及び子会社の取締役及び社員は、監査等委員会が報告を要請した事項については、速やかに報告を行っております。なお、内部通報制度運用規程において、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その保護を図っております。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び社員は監査等委員会の監査に対する理解を深め、監査等委員会の監査の環境を整備するよう努めております。代表取締役社長は、監査等委員会が内部監査グループとの適切な意思疎通及び効果的な監査業務を実施するための体制を構築しております。また、監査等委員会は毎月1回定時に定例委員会を開催するほか、必要に応じ臨時に開催し、決議、協議、報告及び情報交換を行うとともに、内部監査グループから監査結果の報告を、また、会計監査人から会計監査に関する報告を受け、意見交換を行います。監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査等委員である取締役の職務に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をするものとしております。

⑨ 反社会的勢力による被害を防止するための体制

当社は、反社会的勢力に対して、反社会的勢力排除規程に基づき、以下のとおりの対応を行っております。

- イ. 反社会的勢力を排除するための社内体制の整備、外部専門機関との連携を行っております。
- ロ. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を整備し、当該部署が情報の一元管理・蓄積、遮断のための取組支援、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行っております。
- ハ. 契約書に暴力団排除条項を導入しております。
- ニ. 取引先の審査等を行うとともに、暴力追放運動推進センターや他企業等の情報を活用しております。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善に努めるとともに、金融商品取引法及び関係法令との適合性を確保しております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、2018年12月20日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の改定を決議いたしました。当社はかかる基本方針に基づいて内部統制システムを整備し、運用を行っております。

業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会において相互に業務執行を監視しており、また監査等委員会によって選定監査等委員に選定された取締役は、取締役会やその他社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やリスク管理について不適切な点がないか検証しております。

また、内部監査グループにより各部署の内部監査を行っており、運用状況に不適切な点がないか監視しております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保に意を用いつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。配当の決定機関は、取締役会であります。しかしながら、今後の事業発展及び経営基盤強化に向けての投資を目的とした内部留保の充実を図るため、当事業年度の剰余金の配当を無配としております。内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

今後の利益還元につきましては、経営成績を勘案しながら、適宜検討していく予定であります。

第20期
事業報告に係る附属明細書

〔 自 2019年10月 1日
至 2020年 9月30日 〕

東京都渋谷区渋谷一丁目7番7号
株式会社CRI・ミドルウェア
代表取締役社長 押見 正雄

1. 会社役員以外の会社の法人等の業務執行者との兼職の状況の明細
取締役及び監査役以外の会社の業務執行者との兼務状況は
「事業報告 2. 会社の現況 (3) 会社役員の状態 ①取締役の状態」に記載しております。
2. その他事業報告の内容を補足する重要な事項
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年11月25日

株式会社CRI・ミドルウェア

監査等委員会 御中


EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

山中 崇 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

金野 広義 

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社CRI・ミドルウェアの2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社CRI・ミドルウェア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年11月25日

株式会社CRI・ミドルウェア

監査等委員会 御中


EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

山中 崇 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

金野 広義 

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社CRI・ミドルウェアの2019年10月1日から2020年9月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月25日

株式会社CRI・ミドルウェア 監査等委員会

監査等委員

片山 勝博 

監査等委員

金成 壽及 

監査等委員

和藤 誠治 

(注) 監査等委員 片山勝博、金成壽及及び和藤誠治は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。